さいたま市自治基本条例検討委員会

第38回　会議の記録

日時	平成 23 年 10 月 17 日（月） 18:45～21:45
場所	さいたま市大宮区役所南館301会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 13 名 内田　智／小野田　晃夫／栗原　保／染谷　義一／高橋　直郁／富沢　賢治／中田　了介／中津原　努／福島　康仁／細川　晴衣／堀越　栄子／湯浅　慶／渡邉　初江 （欠席者:伊藤　巖／遠藤　佳菜恵／三宅　雄彦／吉川　はる奈） 〔事務局:さいたま市〕 計 5 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾真介／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 1 名 谷口涼 〔傍聴者〕 計 3 名
議題及び公開又は非公開の別	1 開 会 2 議題 （1）自治基本条例について 3 その他 4 閉会 ［公開］
配付資料	・次第 ・参考資料1 市民から寄せられた意見 ・参考資料2 市民から寄せられた意見概要（中間報告以降）
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課　電話　048－829－1035

1　開会

○事務局

（本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認）

（会議の公開と傍聴者の確認）

（配布資料確認）

（参考資料１「市民から寄せられた意見」について説明）

（参考資料２「市民から寄せられた意見概要（中間報告以降）」について説明）

・　今年度は２４名から意見をいただいている。

○福島委員長

・　前回から最終議論を始めたが、すでに遅れがでている。予備日もあるので、実のある議論を進めたい。事務局からも適宜情報の提供など発言をお願いしたい。

・　市民から寄せられた意見について、何か補足はあるか。

・　意見交換会での市民意見への対応等については中津原副委員長が資料を作成している。

○中津原副委員長

・　意見交換会で出された意見が最終報告書ではどのように対応されているのかをまとめた資料を作成している。資料は次回お配りする。

○福島委員長

・　次回は意見交換会で出された意見と、委員会に提出された市民意見を見ながら検討を進めたい。対応等についてはＱ＆Ａ方式のようにすることを前回検討した。

・　では論点の議論に移る。本日は定義規定について意見を伺い、確定させていきたい。

２ 議題

(1)自治基本条例について

○福島委員長

・　先週（第３７回）の資料２「最終報告（たたき台）に関する主な検討課題」の『４「市民」・「区民」の定義について（第２条第２号、第３号）』に関する議論を行いたい。

・　第３６回の資料１「最終報告（たたき台）修正案」では「市民」を「住民、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます」としている。再修正意見としては「住民を中心として」と「…団体を含めた、広い意味での市民」ということを追記している。

○中津原副委員長

・　市民意見交換会等でもいくつか意見が出ていたので修正案を提出した。住民、働く者、学ぶ者、団体の４者であることは変わらないが、住民を中心とするべきという意見があった。自治会からも意見が出ていたが、その他、住環境関連の団体からも意見があった。被害を被ったり成果を享受したりするのは住民が中心なので、そのことを強調してほしいということであった。単に４者を並列にするのではなく、「住民を中心として」と特出しし、その他の３者を含め「市民」としている。

○福島委員長

・　何か意見はあるか。

○中津原副委員長

・　住民、学ぶ者、働く者、団体の４者としているが、実際には住民かつ働く者、住民かつ学ぶ者、住民かつ団体となっていることもあるので、このような修正案を作成した。

○細川委員

・　住民を中心とすることには異議はないが、文章は整理する必要がある。

・　最終報告（たたき台）修正案よりも広い意味でとらえるように解釈するのか。

○中津原副委員長

・　住民を中心とした、学ぶ者、働く者、団体を含めたものを「市民」としている。まちづくりに関わってほしい人、関わるべき人を含めている。

○中田委員

・　特に反対ではないが、市民の概念を議論した際には、「市民」をなるべく広く捉えることでコンセンサスがとれていた。ここで住民を中心とすることはそのコンセンサスとはかなりの違いがある。

○中津原副委員長

・　委員会ではそのようなコンセンサスがあったが、実際に市民と意見交換をした際に異論が出たので、そのように修正している。

・　当初は狭く捉えるか広く捉えるかについて議論し、広く捉えるようにした。市民活動及び協働の推進条例では「訪れる人」も含まれるが、自治には関わらないので自治基本条例からは除外している。

○中田委員

・　「住民」という言葉が出てきていない。

○中津原副委員長

・　元の案にも入っているが、単に並列で並べているだけである。

○中田委員

・　前提では並列であった。ここでの修正は大きな変化である。

○中津原副委員長

・　他の市民の意見を聴いて考え直したということである。

○富沢委員

・　「市民」の定義について、狭義では住民、広義ではその他も含むとしていたが、住民と住民以外の市民を並列には捉えられない。住民投票等の関係もある。そのようなことを考えると、住民中心とする趣旨には賛成である。文章整理は必要である。

○福島委員長

・　中田委員の意見のとおり、これは大きな変化である。

・　検討委員会としてはその提案を受け変更を加えるのか、これまで通り、４者を並列に並べるのかの問題である。

・　他市の自治基本条例で「中心として」という言葉が使われているかを調べたところ、ほとんどは並列関係で書かれており、調べた限りではみつからなかった。踏み込んだ書き方をしている例としては、大分県の九重町のまちづくり基本条例では「原則として九重町に住み・働き・学ぶ全ての人、納税者及び事業者をいう」とし、強めている。一方、流山市では「住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者」を「市民」とし、これに「市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO 及び事業者」を加えて「市民等」と分けている。

○中津原副委員長

・　意見交換会では「市民」の定義については違和感を持つ人が多かった。丁寧に説明する必要がある。

○堀越委員

・　制度からの発想ではなく、一緒にまちづくりをする人を「市民」の定義としたいという発想であった。住民を中心にしても、働く者、学ぶ者、団体を含むという市民の幅は変わらない。「中心に」としてもよいように感じる。ただ、並列にしても住民が最初に書かれているので問題ないようにも感じる。

○湯浅委員

・　このような書き方にした方が多くの人の期待感が含まれるのでよいとは思う。条例の文章としたときに、「中心として」という文章がなじむのか。考え方には賛成である。

○高橋委員

・　「住民を中心として」が何を指すのかを検討委員会がどのように説明するのかが問題である。４者がフラットな状態における「中心」なのか、より住民に重きをおくのか。例えば、住民

とその他の市民では発言や意志の軽重があるのか。「中心として」に意味がなく形式とするのか、あるいは実質的な効果を持たせるのか。

○中津原副委員長

・ 「市民」の受け取られ方としてはこのような表記にした方が分かりやすいと考えた。軽重の関係はない。

○福島委員長

・ 高橋委員の意見は湯浅委員が指摘したことにつながる。自分も「中心」をどのようにするべきかを考えた。「中心として」を入れるとすれば、方向性を明確にする必要がある。

○中津原副委員長

・ 【考え方・解説】では 「皆で力を合わせて」としているので、対等な立場で協力すると読める。
・ 原案のように４つが並列して書かれると市民には違和感があるのは確かである。
・ 数から言えば住民の方が多い。

○中田委員

・ 「市民」を広く捉える中で「住民を中心」とすることは、「住民」を重要視したいという意味があるように考えられる。

○中津原副委員長

・ 発言権に違いがあるわけではない。役割の重さとしては重要である。

○中田委員

・ ほとんどの人が住民であるので、あえて強める必要性はないのではないか。

○中津原副委員長

・ このように書くと住民の納得感を得られる。

○富沢委員

・ 多くの人は住民＝市民とイメージする。「住民を中心として～」という書き方が引っかかるのであれば、「住民をはじめとして～」や「住民だけではなく～」とするのはどうか。

○福島委員長

・ 強める言い方をするのか、原案どおりにし、【考え方・解説】で書き込むことも考えられる。

○中津原副委員長

・ 【考え方・解説】で書き込むことは反対である。条文で趣旨がわかるように書きたい。

○堀越委員

・ 「中心」があると「端」もあるように読める。「住民はもとより～」等にした方がよい。

○小野田委員

・ 考え方には賛成であるが、表現方法は工夫が必要である。
・ 後段の「広い意味での市民」は多くの市民に理解してもらえるか。内容には賛成だが、表現に違和感がある。「広い」がどこまで示すのかに答えきれない。

○中津原副委員長

・ まちづくりに関わってほしい、関わるべき主体ということか。
・ 【考え方・解説】では「まちづくりに取り組んでほしい」としている。

○細川委員

・ 「～べき」や「～してほしい」と書く場合、誰がそう判断するのか。

○福島委員長

・　前段は条文を修正する方向で意見がまとまっている。表現を工夫し、ニュアンスとしては住民がまず大切ということである。

○事務局

・　「住民をはじめとする～」や「住民はもとより～」とすることも考えられるが、「住民」の前に修飾語をつける方法も考えられる。

○堀越委員

・　後段は変えない方がよい。「～をいいます」で閉じられるように前段を変えればよい。

○福島委員長

・　後段は変更させず、前段を工夫する。

○中津原副委員長

・　なぜ広く捉えられるようになったのかは明記されているか。【考え方・解説】も直した方がよくなるかもしれない。まちづくりに関わってほしい主体が全部含まれていることが書かれていた方がよい。

○堀越委員

・　【考え方・解説】の第２号の二つ目の「・」にはそのことが書かれている。

○渡邉委員

・　変えない方がよい。仕事が忙しいためまちづくりに関わっていないが、まちに愛着を持ち、税金を納めている人も多い。多くの人にまちづくりに参加してほしい気持ちはもちろんあるが、多忙で参加できない人にも力強く訴える必要がある。個人的には原案どおりでよいとは思っている。【考え方・解説】にも想いは書き込まれている。

○中津原副委員長

・　【考え方・解説】ではなく、本文で書き込むことで合意がとれている。

○渡邉委員

・　「もとより～」ではおかしい。

・　流山市のようにはっきりさせることも一案である。

○福島委員長

・　内閣府のアンケート調査を見ていたところ、若い人は参加したくても参加できないのが現状のようだ。そのような趣旨で当初つくっていたが、実際に市民と意見交換をしたところ、そのことが伝わっていないことがわかった。伝えることに重点を置けば、条文に書き込まざるをえない。渡邉委員の趣旨は的確だと思うが、伝えるために修正したい。

○渡邉委員

・　よい言葉があればよい。

○中津原副委員長

・　誰が修正文案をつくるか。

○富沢委員

・　多くの委員は原案に「もとより～」とつけることでよいように感じた。

○中津原副委員長

・　「はじめとして～」とする意見もあった。

○富沢委員

・　どちらでもよい。いずれにせよ趣旨はわかる。

○堀越委員

・　どちらでもよいように感じる。

○富沢委員

・　「住民はもとより～」が妥当ではないか。

○事務局

・　「もとより～」の意味は「言うまでもなく～」ということである。「中心として～」とは若干違うか。

○中津原副委員長

・　定義に含まれるのが当然ということである。中核を担ってほしいというニュアンスはない。

○中田委員

・　【考え方・解説】の第２号の３つ目の「・」でそのことを書いている。

○中津原副委員長

・　気持ちとしては、中核を担うニュアンスを込めたい。

○内田委員

・　ここの学ぶ者、働く者とは、市外から来て学ぶ、働くという意味か。

○中津原副委員長

・　市外からだけではなく、市内に住み、市内で働き、学ぶ者もいる。

○内田委員

・　外から来る人も住民とは対等という意味合いか。市外に住む人はさいたま市の住民という意識はないが、対等ということか。

○渡邉委員

・　「はじめとして～」はどのような意味か。

○事務局

・　「それが代表的な例であることを表す」ということである。

○中津原副委員長

・　その書き方では住民にスポットが当たっているので良い。

○福島委員長

・　「住民をはじめとして～」と変更することに何か意見はあるか。

○渡邉委員

・　「もとより～」の方がよいように感じた。

○富沢委員

・　「住民をはじめとして～」でよい。

○福島委員長

・　「住民をはじめとして」に修正する。
・　後段は修正を加えない。
・　「区民」に関しても同じ考え方でよいか。
・　「市民」と「区民」の定義についての議論は以上である。続いて「市は」という主語についての検討をしたい。定義だけを見てもイメージがわかないので、条文を見ながらどのような意味で主語が使われているかを議論したい。

○中津原副委員長

- 「市は」という主語は第３章に多い。条によっては「市民及び市は」となっている。他の条でもそのように書けるものがあるかもしれない。
- 「市民及び市は」という主語があることから、「市」には市民は含まれず、議会及び行政をあわせた、自治を運営する機関として使っている。
- 問題提起したのは、「市は」を主語とするのは簡単だが、多くの意味で使われているので、厳密にした方がよいと思っていたからである。しかし「議会及び行政が～する」とすると、どちらが何をするのかが曖昧になるので、一つの言葉として主語を示した方がよいとのことである。「市は」を使うとするのであれば、定義で明確にする必要がある。

○事務局

- 「市」の定義について議論した際に、他の条例で使われる「市は」が何を指すのかを調べてほしいという意見があった。一般的に、「市」は「法人格を持つ地方公共団体」である。すべて調べてはないが、さいたま市の条例で「市」を定義している例はおそらくない。その場合、憲法や法律にある「地方公共団体」となる。憲法では「地方公共団体は（中略）法律の範囲内で条例を制定することができる」規定があり、地方自治法でも「普通地方公共団体」と使っている。特に条例の中で定義していないのであれば、法律体系上「地方公共団体」を意味すると考える。

○中津原副委員長

- 憲法や法律では自治体を外から見た地方公共団体として捉えている。自治体の中のことを書いているわけではない。自治基本条例は自治体の内部のことを書いているので、より厳密に書いた方がよい。
- 「地方公共団体をいう」と書いても、市民にはわかりづらい。「地方公共団体」という言葉を使わずに、整理した方がよいのではないか。

○富沢委員

- 市民がわかるように【考え方・解説】で書き込めるのであれば「市」を使ってもよい。また、「市」以外の主語を使った方がよい条が出てくれば修正すればよい。

○中津原副委員長

- 行政、議会、住民のうち、一般的には「市」というと行政のことを指している。より広義に捉え、議会と行政を指すこともある。さらに、市の外に向かって発信する際には住民も含めた「市」を指すことになる。自治基本条例で議会と行政を指すのであれば、その旨明確に定義する必要がある。
- 「国家」についても「国家機関」を指す場合と、国民を含めた場合もある。歴史的には国家機関を指しており、近年国民を含めるように発展してきた。「市」についても同様に発展途中である。
- ただし、「市」については定義で明確にする必要がある。住民を含めず、住民に代わって議事・執行を行う機関であることを書けばよい。

○福島委員長

- では検討を進めたい。第３６回の資料１でひとつひとつ確認していく。
- 第３条第３項の「市は」について、議会と執行機関が含まれる。
- 第４条の「市は」については、政策形成に議会と執行機関が関わるということで問題はない。

・　第１３条第２項の「市は」についても問題はない。
・　第１４条第１項の「市は」については問題ない。第２項についても問題はない。第３項について、情報公開条例は議会も対象であるので、「市は」で大丈夫である。
・　第１５条の第１項、第２項の「市は」についても問題はない。
・　第１６条の第１項の「市は」は問題ないか。第２項の「市は、政策の検討を行う審議会等の委員の公募、政策に関する意見募集その他の制度及び機会の充実に努めなければなりません」について、議会を含んでもよいのか。行政の役割とも感じられる。

○中津原副委員長

・　委員の公募やパブリックコメントは行政の役割である。

○福島委員長

・　ここは「市長その他の執行機関は」と置き換えても問題はなさそうである。

○事務局

・　中間報告では議会や市長等と分けて書いていたが、最終報告たたき台作成チームで作成した際には、「地方公共団体である市」という中での役割分担を考え修正した。行政や議会というのではなく、「市」という主体で捉えることを考えていた。

○堀越委員

・　【考え方・解説】では「議会及び市長その他の執行機関」として書かれているので問題はない。条文では行政に偏った内容で書かれているのでわかりづらい。第３項に関しては問題ない。

○中津原副委員長

・　「市は」と書いてもよいが、内容として行政のものばかりが書かれている。

○堀越委員

・　第２項【考え方・解説】には「新たな制度等の検討も含め～」とあるので、議会基本条例の第５章にあるように、より「市民の議会」となる方法を開発してもよいという議論があったように覚えている。

○福島委員長

・　条文にある「その他の制度及び機会の充実に努めなければなりません」の説明である。その意味では議会にも行うことがある。つまり「市は」でもよいということか。行政を連想させる内容が書かれているが、後段は議会も含まれるので問題はない。
・　第１７条第４項の「市は」について、問題はない。
・　第１８条第１項について「市は」について、問題はない。第２項についても問題はない。
・　第１９条第１項、第２項、第３項について、問題ない。
・　第２０条第１項で、将来の都市像を示すのは両者なので問題はない。第２項、第３項、第４項も問題ないか。

○中津原副委員長

・　総合振興計画の実施計画も議決するようになるのか。

○事務局

・　実施計画は報告だけで、議決はない。

○中津原副委員長

・　基本計画は議決事項なので、議会の関与が深まっている。

○堀越委員

・　【考え方・解説】では、第２項、第３項、第４項では「市長は」となっている。

○中津原副委員長

・　第２項、第３項の「市長は」はおかしい。

○福島委員長

・　【考え方・解説】の修正が必要ということか。

○事務局

・　この部分では、条文の中で「市は」とし、その役割分担として【考え方・解説】で書き込んでいる。策定、見直しをするのは市長側なので、書き分けている。

○中津原副委員長

・　そのように書き分ける必要はないのではないか。書いている内容は条文とほとんど変わらない。従来の総合振興計画を行政でつくり、議会に提出すればよいという感覚が残っている。

○福島委員長

・　第２項、第３項については議会も関わる事項である。そのことについて【考え方・解説】でも書けば問題は解決できる。

○事務局

・　議会の役割はここではチェック機能である。執行権は行政側にある。総合振興計画のチェックとして議決を行う。策定等について、議決という形で事実上はあるかもしれないが、権限としてはないものと考えられる。

○中津原副委員長

・　議決をするのであれば、策定を行うことになる。素案を作成するのは行政かもしれないが、決定するのは最終的には議会なので、共同作業である。策定には議決も含んでいる。

○福島委員長

・　【考え方・解説】にあわせるのであれば、本文を「市長は」とするべきであるが、第２項、第３項について、議会の関わりを【考え方・解説】に書き加えるか。

○堀越委員

・　議論がなく通過されることが多いのでここでは書かれなかったのかもしれない。その意味では【考え方・解説】を直し、議会を書き加えた方がよい。しっかりチェックをしてもらいたい。

○福島委員長

・　【考え方・解説】に議会の役割を足していきたい。

・　続いて第２１条の第１項については問題ない。第２項についても問題はないか。

・　第２２条の第１項についてはどうか。

○中津原副委員長

・　行政の取組評価はわかりやすいが、議会が議会の取り組みを自己評価してもよい。

○福島委員長

・　第２２条第２項は問題ない。第３項についても問題はない。

・　第２４条第１項は「市は」でよい。第２項も問題はない。

・　第２５条第１項については問題ない。第２項についてはどうか。

○中津原副委員長

・　【考え方・解説】では「市長その他の執行機関」となっている。

○事務局

・　危機管理について、以前は非常時においては命令系統を一本化した方がよいという議論があったので、このように書かれている。

○福島委員長

・　第２項は平時における対策である。

○中津原副委員長

・　市長その他の執行機関に限る必要はない。

○福島委員長

・　非常時ではなく平時なので、「市は」で問題ないのではないか。議会が提案することがあってもよい。条文はよいと考えられるが、【考え方・解説】をどのようにするか。

○事務局

・　具体的な活動は把握していないが、議会では、災害に強いまちづくり促進議員連盟を設立している。

○福島委員長

・　議会も平時において行政と協力し危機について考えることがあってもよい。そのようなニュアンスのことを【考え方・解説】に書き込む。条文がよく書けているので書き加えたい。

・　第２６条について何か意見はあるか。

○中津原副委員長

・　ここには議会も含まれるのか。

○堀越委員

・　例えば定員条例には関わる。

○中津原副委員長

・　【考え方・解説】のように、「議会及び市長その他の執行機関は協力して～」のような書き方をすればよいのではないか。

○福島委員長

・　第２６条第２項については問題ないか。

○中津原副委員長

・　行政の組織風土については検討が必要である。

○堀越委員

・　「市は」でよい。

○福島委員長

・　第２７条第３項について問題はない。

○堀越委員

・　【考え方・解説】では市長その他の執行機関に限られているので、議会も含むようにするべきである。条例の整備などが考えられる。

○福島委員長

・　続いて第３１条第１項は「市は」でよい。第２項については何か意見があるか。

○中津原副委員長

・　ここでは機関同士の関係について書いている。

・　第３１条第１項と第３条第３項は似た内容である。第３条第３項については要検討と考えている。
・　他の自治体と連携協力をするのは市民及び市である。他の自治体と連携するのは市民も含めてなのか、機関としての市なのか。理念として書くのは機関同士ではなく、市民も含めての連携である。その場合、第３条の「市は」についても修正が必要である。

○堀越委員

・　他の基礎自治体との連携では市民の協力もイメージしやすいが、県や国との連携ではイメージしづらい。

○高橋委員

・　行政機関同士の連携と、市民も含めた地方自治体同士の連携では、連携するテーマごとで異なる。

○福島委員長

・　第３条第１項と第２項は住民自治について書いているが、第３項は団体自治のことを書いている。

○堀越委員

・　第３２条で「市は」となっているが、ここは「市民と市は」でよい。第３１条第３項も同様である。
・　第３１条第１項と第２項は団体自治のことのように感じる。

○中津原副委員長

・　第３項は不要か。

○堀越委員

・　第３項の【考え方・解説】にあるが、さいたま市で取り組んだことが県内他市の団体に広まることが多い。政令指定都市として他市に提供できることもあるが、さいたま市で取り組んでいないことを他市から教えてもらうこともある。例えば、他市の市民団体が行っていた河川に関する取組に、さいたま市の市民団体も参加し、流域の多くの市民団体が連携して行っている。

○内田委員

・　政令指定都市として他市の模範になることをどこかで書いていたか。

○染谷委員

・　そのことは削除している。

○中津原副委員長

・　場合によっては前文に書かれるかもしれない。制度的にはリーダーシップを発揮する必要がある。

○堀越委員

・　例えば、さいたま市がつくり、ＮＰＯ法人が運営する市民活動サポートセンターは他市の参考となっている。

○湯浅委員

・　河川に限らず、団体自治と住民自治を分離できない分野は多い。その場合、個人や団体を切り離さずに書き、主語の問題をクリアできれば先駆的な条文になるように思う。

○中津原副委員長

・　ここを「市民及び市は」としてもよい。

○堀越委員

・　実際にそのように実践している。東日本大震災ではその垣根を超えている。

○中津原副委員長

・　「市民及び市は」として、第３項を第１項としてもよいようにも思う。

○福島委員長

・　この点については前回高橋委員が提起した問題とあわせ議論したい。
・　第３２条についてはどうか。

○中津原副委員長

・　「市民及び市は」とした方がすっきりする。市と市民が主従関係にあるのであれば「市民とともに」としてもよい。実際の姉妹都市との交流などは市民が中心となっている。

○福島委員長

・　この点も第３１条とあわせ保留としたい。ここでの「市は」には市民が含まれていないことは確認できた。
・　第３３条については、実効性の確保の議論をする際に改めて検討する。
・　全体を見て、「市」が議会と執行機関で統一されていることを確認できた。そのことを前提として、定義を検討したい。現行の案では「議会、市長その他の執行機関及び職員を置く地方公共団体であるさいたま市」で、再修正意見は「議会、市長その他の執行機関及び職員からなる、市民に代わってまちづくりに関する議事・執行を行う機関であるさいたま市」となっている。

○中津原副委員長

・　市民に代わって議事執行を行う機関であることを明記したい。
・　文末の「さいたま市をいいます」については文章整理が必要である。「さいたま市」は市民を含めたイメージが持たれる可能性がある。原案を踏襲しているが、「議事、執行を行う機関をいいます」でもよい。
・　富沢委員の住民自治に関する意見を参考に案を作成した。

○富沢委員

・　①「住民自治とは住民による、住民のための政治である」ということを杉原泰雄が解説している。また、②「住民自治とは、住民の意志で自治体の政治と行政を自主的に担うことである。首長や議会議員は代行機関である」ということを近年、山口道昭が解説している。同様に③「住民の権利を保障するために自治体代表機構（首長と議会）がある」と山口は解説している。

○中津原副委員長

・　修正案では②③の趣旨を盛りこんだ方がよいと考え、書き込んでいる。学説としては、この考え方は新しすぎて世の中になじんでいないのか、それとも主流となっているか。

○富沢委員

・　定説となっている。
・　問題は、原案どおり「地方公共団体」とするのか、その内容を説明し、「市民に代わってまちづくりに関する議事、執行を行う機関」などとするかである。個人的には「地方公共団体」と書き、必要であれば【考え方・解説】で書き込んだ方がよいと考える。

○中津原副委員長

・　【考え方・解説】に書くだけではわかりづらい。

○富沢委員

・　定義は簡潔にする方がよい。

○中津原副委員長

・　簡潔に書くことには賛成だが、市民にわかりづらいことには反対である。

・　代行機関ということが主流になっているのであればそのことを書けばよい。

○富沢委員

・　「市民に代わって～」と書いてしまうと、せっかく市民自治基本条例で市民の参加や協働を強調しているのに、市民に代わってもっぱら議会と行政がまちづくりを行うのかという解釈が生じうる。そのことを考えると、定義では「地方公共団体」とし、【考え方・解説】で明記する組み立てとするのはどうか。

○中津原副委員長

・　「市民自治」の定義の中では、議会と行政が市民のための市政を行い、そこに市民が参加協働することを書いている。市政を行う主体であることを明確にした方がよい。

○堀越委員

・　地方制度上の規定である。

○中津原副委員長

・　市の内部構造である。

○堀越委員

・　機構の説明である。

・　「代わって」と書くと「市民は取り組まなくてもよい」と捉えられる。「地方公共団体」は馴染まない。

○富沢委員

・　再修正案では「市民に代わって」という表現に引っかかる。

○中津原副委員長

・　「市民のために」ということである。

○福島委員長

・　柏崎市の「市民参加のまちづくり基本条例」では、「地方自治法に規定する普通地方公共団体」とシンプルに書いている。これでは地方自治法の規定を書いているだけであるので、定義をする必要はないように感じる。

○中津原副委員長

・　それで済むのであれば自治基本条例をつくる必要はない。

○福島委員長

・　原案は折衷案ともなっている。このことをさらに説明すると、再修正案となる。

○高橋委員

・　「地方公共団体」と書くと、住民も含まれるように感じる。

・　「議事、執行を行う機関をいいます」の方がよいように思う。「市民に代わって」に違和感があるのであれば、そこは削ればよい。

○中津原副委員長

・　「市」には市民が入っていないことを明記するために、「市民に代わって」と書き込んでいる。

○福島委員長

・　川口市では、「議会及び市長その他の執行機関をいう」としている。

○富沢委員

・　定義では正確さを優先し、わかりやすさは【考え方・解説】に落とし込めばよいと考える。

○中津原副委員長

・　「議会及び市長その他の執行機関」とする場合、職員が含まれないのではないか。

○堀越委員

・　ここで職員も含むように定義すればよい。

○福島委員長

・　職員は市長の補助機関なので市長に含まれるのではないか。

○事務局

・　補助機関としては市長に従う。決定権はない。

○中津原副委員長

・　実際の自治には職員が大切な役割を担っていると市民は感じているので明記したい。

○事務局

・　「市」の定義を「議会、市長その他の執行機関及び職員」とすると、定義規定なので、そのことを他の条文の中の「市」に置き換えられなければならない。その場合、例えば第２４条第１項で「議会、市長その他の執行機関及び職員」それぞれが「法令等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません」となる。

○中津原副委員長

・　そのように読み取らなくてもよいのではないか。「議会、市長その他の執行機関及び職員」を含めたものを「市」と定義するのであれば、バラバラにする必要はない。

○事務局

・　その場合、「議会、市長その他の執行機関及び職員を置く何らかの一つの主体」とするべきである。原案ではそのように書いている。

○中津原副委員長

・　「市」が議会と市長その他の執行機関を含んだ主体として書かれており、その中の役割分担は別として「市は」と書き込んでいる。

○事務局

・　役割分担として【考え方・解説】では説明している。

○中津原副委員長

・　職員を入れた場合にさいたま市ではなくなるのか。

○事務局

・　そうではないが、「議会、市長その他の執行機関及び職員」を「市」と呼ぶのか。

○富沢委員

・　「市」が団体、機関であることは書いた方がよい。

○中津原副委員長

・　条文に当てはめる場合は、「機関は」となる。そうすれば、議会や市長、職員がそれぞれに行う必要はない。「議会、市長その他の執行機関及び職員からなる機関」とすればよい。

○富沢委員

・　中津原副委員長の修正案の「市民に代わって」を削除し、その他を活かすのはどうか。

○中津原副委員長

・　それでわかりやすい。

○事務局

・　「市」の定義を地方公共団体の中で議事執行を行うものと限定した場合、第２０条第１項にある「目指すべき市の将来都市像」の「市」は違うものになる。同様に第２１条第３項の「市の財政状況」等も検討する必要がある。

○中津原副委員長

・　主語だけをピックアップして「市」の定義を考えていたが、そこは検討が必要である。

○富沢委員

・　最も正確なのは「地方公共団体」である。

・　「まちづくりに関する議事執行を行う機関」とすると、市はまちづくり以外のことはしないのか、という議論も生じうる。

○中津原副委員長

・　「地方公共団体」はわかりづらい。「まちづくり」を別に定義している。「まちづくりに関する」が使いづらいようであれば「自治体運営に関する」等、違う言葉で定義すればよい。

○福島委員長

・　定義規定は正確性が重んじられるため、修飾語をつけることは難しい。「地方公共団体」が馴染まないのであれば、原案から「地方公共団体である」を削除し、「～を置くさいたま市をいいます」とするのはどうか。

○中津原副委員長

・　「さいたま市」には「市」と「市民」を含めたイメージがあるので使わない方がよい。

・　「議事執行機関」とするのはどうか。

○富沢委員

・　「まちづくりに関する」ではなく、「市政に関する」とするのはどうか。

○中津原副委員長

・　市政は、議会と行政が行うもので、そこに市民が加わったものがまちづくりとなる。

○富沢委員

・　「議会、市長その他の執行機関及び職員からなり、市政に関する議事・執行を行う機関をいいます」とするのはどうか。

○福島委員長

・　「まちづくり」とするよりは正確である。

○中津原副委員長

・　「市政に関する」とすると広く捉えられる。「市政における」とした方がよいのではないか。

○福島委員長

・　富沢委員の意見で「市」の定義は仮決定としたい。「機関」に引っかかるので、最後に再検討したい。

「市」の定義については以上である。自治会連合会からの要望書への対応について議論したい。前回頂いた要望書への回答意見を事務局がまとめている。

〇事務局

- 前回の意見を元に、回答文案を整理してみた。
- 「１　総論（１）条例の目的について」については、「検討に当たっては、法令に抵触しないよう意識して進めてきたところであり、最終的には市においても精査されるものと考えています」としている。
- 「（２）自治の基本理念」については、「既存条例の内容との重複があったとしても、必ずしもいずれかの条例を改廃する必要はないものと考え、その上で自治基本条例に規定すべきものは規定する方向で検討を行ってきたところです。なお、市民活動及び協働の推進条例の整合についても意識して検討してきたところです」としている。
- 「（３）用語の定義について」については、「市民活動及び協働の推進条例との整合については、意識して検討してきたところです。「市民」の定義については、現時点では市民活動及び協働の推進条例と同一ではありませんが、現在も検討しているところです」としている。
- 「（４）条例の位置づけについて」については、「ご意見については、検討委員会で対応できるものではなく、市で検討してほしいと考えています。なお、自治基本条例をもとに他の条例の充実を図ってほしいという未来志向の思いを込めて検討してきたところです」としている。
- 「２　各主体の責務等（１）市民の権利」については、「議会と市長の関係を考えれば、市長は責任を持って議案を議会に提出し、議会はこれを十分に議論するのが各々の役割と考えます。市政への市民参加は、間接民主制を否定するものではなく、これを補完するものと考えます。なお、議会基本条例にも「市民参画」について記述されています」としている。
- 「（２）市民の責務」については、「既存条例の内容との重複があったとしても、必ずしもいずれかの条例を改廃する必要はないものと考え、その上で自治基本条例に規定すべきものは規定する方向で検討を行ってきたところです。なお、市民活動及び協働の推進条例の整合についても意識して検討してきたところです」としている。
- 「（３）議会・議員の役割と責務」については、「すでに議会基本条例が制定されていることを踏まえ、整合が図られるよう意識しつつ、また、議会への中間報告の説明等も行いながら検討してきたところです」としている。
- 「（４）市長・職員の役割と責務」については、「検討に当たっては、法令に抵触しないよう意識して進めてきたところであり、最終的には市においても精査されるものと考えています」としている。
- 「３　市政運営・まちづくり」については、「非常時において柔軟かつ迅速な対応がなされることは重要であり、この点についても意識して検討してきたところですが、再度確認したいと考えます」としている。
- 「４　地域コミュニティ・区（１）地域コミュニティ」については、「「地域」の定義については、ケースバイケースであり、自治基本条例で具体的かつ統一的に定めることは難しいと考えます。自治会の役割に関しては、意見交換会においても様々な意見があり、かなりの時間をかけて検討しましたが、まちづくりにおける自治会の重要性を鑑みて明記する方向で考えています」としている。

・　「（２）区のあり方」への回答についてはペンディングとなっている。
・　「５　条例の運用等」については、「基本条例という性格上、安易な改正は行うべきではなく、慎重かつ十分な検討が必要と考えます。しかしながら、条例の実効性を確保していくためには、条例が制定されたらそれで終わりとするのではなく、適宜現状を確認し、必要に応じて改正を検討するなど、充実を図っていくことも大切と考え、検討してきたところです」としている。
・　前回の意見を以上のようにまとめてみた。引き続き検討が必要と思うのでそのたたき台としてほしい。

○福島委員長

・　対応については結論が出ないままに終わっている。自治会を特別視するわけではないが、市民自治を考える上で、自治会が大きな役割を果たさなければならない。その意味では、何らかの対応をする必要がある。市民全体については意見交換会で対応してきたと認識している。それでもこのような要望書が出されている。とはいえ、直ちに意見交換をするのは難しい。文書でしっかり検討し、回答するということでどうか。検討中の部分も含め、回答案を精査したものを自治会連合会に回答として差し上げたい。

○中津原副委員長

・　それでよい。「検討している」という回答はよくない。

○堀越委員

・　進め方はそれでよい。
・　１の（２）と、２の（２）で、「必要ないと考え～」としているが、なぜ必要ないと考えたのかがない。将来的には改廃する可能性もあるが、目的や趣旨を変えていないので、現状では改廃は必要ないという議論だったと理解していた。「必要はない」とするのであれば、その理由を書く必要がある。検討委員会として提出するので、わかりやすく書きたい。

○福島委員長

・　市民感覚で再度、修正案を作成してほしい。

○中津原副委員長

・　今の説明は、趣旨はあっている。

○堀越委員

・　自治基本条例は既存の条例より広かったり深かったりしている。

○福島委員長

・　それぞれ指摘いただき、事務局に送ってほしい。その上で再検討し、回答したい。
・　本日の議事は以上である。

３ その他

○事務局

・　検討委員会は要綱で設置されている。地方自治法で定めている「附属機関」は法律や条例に基づいて設置されるものであるので、検討委員会と位置付けが異なるものである。さいたま市では法律や条例に基づいて設置される機関を「附属機関」とし、要綱に基づくものは「協議会等」と明確に使い分けている。附属機関は諮問を受けて答申を出すというものであるが、この検討委員会は要綱上、報告するとしている。

○堀越委員

・　委嘱を受けて報告をするということか。

○事務局

・　要綱上、報告をすることになる。

○中津原副委員長

・　市民活動サポートセンターで開催するトークセッションの関連で、さいたま市にはどのような審議会等があり、それらはどのようなメンバーで構成されているのかを調べている。法律に基づく附属機関が２４、条例に基づく附属機関が４３ある。要綱に基づく協議会等が現在１４５ある。そのうちの一つが自治基本条例検討委員会である。協議会等は１年や２年で終わるアドホックなものである。法令や条例に基づくものは法令や条例が変わらない限り常設である。

○事務局

・　全てが常設とは限らない。例えば総合振興計画審議会条例は、条例は存続するが、計画をつくる際や改定する際に審議会を立ち上げるので、条例は今でもあるが、委員会は存在しない。

・　詳しくは後日資料提供を行いたい。

・　次回は１０月２５日（火）、会場はさいたま市役所第２別館第１会議室で開催する。

4 閉会